千葉開府９００年記念メンバーシップ登録制度に関する実施要領

（目的）

第１条　千葉開府９００年記念協議会（以下「協議会」という。）は、令和８年度（２０２６年度）に千葉開府９００年を迎えるにあたり、千葉開府９００年記念事業（以下「記念事業」という。）を多くの市民、団体、企業等と共に創り上げていくための仕組みとして、千葉開府９００年記念メンバーシップ登録制度（以下「本制度」という。）を設け、機運醸成や記念事業の実施に意欲的な市民、団体、企業等を千葉開府９００年記念メンバー（以下「メンバー」という。）として登録し、幅広い事業連携、展開を図ることを目的とする。

（登録要件）

第２条　メンバーの登録は、機運醸成や記念事業の実施に意欲のある者のうち、次の各号のすべてに該当する者について行うこととする。

（１）　個人、企業、その他各種団体等

千葉市内における居住、本社・事業所等の有無は問わない

（２）　次のアからオのいずれかに該当する取組みを行うこと。

ア　以下（ア）から（ウ）のいずれかに該当する記念事業を自ら実施すること

（ア）千葉開府９００年記念事業推進計画における基本理念の実現に資する取組み

・千葉一族の歴史を振り返り、市民をはじめとした多くの人の関心を高める事業

・子どもや若者をはじめとする市民の主体的な学びと成長を支える機会や環境を充実させる事業

・芸術やスポーツなど、様々な文化に親しむ機会や環境を充実させる事業

（イ）本市の都市アイデンティティ確立に資する取組み

・本市の都市アイデンティティ確立の柱となる４つの地域資源（加曽利貝塚・オオガハス・千葉氏・海辺）の認知度や愛着の向上に資する事業

（ウ）千葉開府９００年記念の機運醸成に係る取組み

・イベント等の開催、施設の無料開放や割引、サービス提供やプレゼントなどを通じた千葉開府９００年記念の機運醸成につながる取組み

イ　記念商品・記念サービスを販売すること

ウ　協議会の活動に対する協賛・寄附をすること

エ　記念事業への広報協力を行うこと

オ　その他、協議会会長が適当と認めるもの

（３）　登録を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役（その他団体の役員も記載）若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のアからウのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）協議会の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（４）　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるものでないこと

（５）　政治的若しくは宗教的な目的のため登録しようとするものでないこと

（６）　前号に掲げるもののほか、登録の申込みを受理することが適当でないと協議会会長が認めるものでないこと

（登録）

第３条　登録の申請は、次の書類を協議会に提出するものとする。

（１）　千葉開府９００年記念メンバー登録申請書（様式第１号）

（２）　その他協議会が必要と認める書類

２　協議会会長は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした者をメンバーとして登録するとともに、千葉開府９００年記念メンバーシップ登録通知書（様式第２号）及び千葉開府９００年記念メンバー登録証（以下「登録証」という）を交付する。

３　前条第１項第２号ア及びイの登録要件を満たす事業については、「千葉開府９００年記念事業」として認証する。（以下、「認証事業」という。）

（登録の変更）

第４条　メンバーは、協議会に提出した登録申請書の内容に変更があった場合、千葉開府９００年記念メンバー登録内容変更申請書（様式第３号）及び必要な様式を速やかに協議会に提出するものとする。

２　メンバーは、変更申請の内容が登録メンバー等の名称の変更に伴うものである場合、前条第２項に規定する登録証を返還するものとする。

３　協議会会長は、前項による登録証の返還を受け、第１項の申請が適正と認めるときは、登録証を再交付するものとする。

（登録の取下げ）

第５条　メンバーは、登録の取下げをしようとするときは、千葉開府９００年記念メンバー登録取下げ届（様式第４号）を協議会に提出するとともに、第３条第２項に規定する登録証を返還するものとする。

（登録の取消）

第６条　協議会会長は、メンバーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第３条第２項に規定する登録証を返還させる。

（１）　廃業又は休止した場合

（２）　企業、団体等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できない場合

（３）　虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合

（４）　法令に違反する重大な事案が発生した場合
（５）　第２条各号の登録要件に該当しなくなった場合
（６）　第８条に規定する遵守事項に違反した場合
（７）　登録内容について実態がないことが判明した場合
（８）　その他協議会会長が登録の取消しが適当と認めた場合
２　協議会会長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へ通知するものとする。

（広報支援）
第７条　協議会は、第３条の規定により登録を受けたメンバーに対して、次の各号に掲げる支援を行う。
（１）協議会又は千葉市が運営するホームページ等で、メンバー登録された市民、企業、団体等の名称と取組み内容について掲載する。ただし、メンバーが希望しない場合は掲載しない。
（２）認証事業を実施するメンバーに対して、千葉開府９００年記念ロゴマーク・キャッチコピーのデータ提供、及び、ＰＲグッズを貸出し又は支給する。

（遵守事項）
第８条　第３条の規定により登録を受けたメンバーは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　本制度の趣旨が第１条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
（２）　登録を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
（３）　協議会会長が行う登録内容の実施状況等の調査その他の照会に協力すること。
（４）　認証事業を実施した場合に限り、実施日の１か月以内に実施報告書を提出すること（様式は問わない）。
（５）　認証事業の実施やそのＰＲに際して「千葉開府９００年記念事業」であることを明記し、広報物等にロゴマークとキャッチコピーを掲示すること。
（６）　ロゴマークとキャッチコピーは、別途定めるデザインガイドラインに従って適切に使用すること。
（７）　その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

（登録の有効期間）

第９条　メンバーの登録期間は、第３条第２項により登録された日から令和９年３月３１日までとする。

（費用負担）

第 10 条　本制度への登録及び記念事業の実施にかかる一切の経費については、メンバーの負担とする。また、提供する自らの資機材等の破損等についても同様とする。

（秘密の保持）

第 11 条　メンバーは、本制度を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。登録取下げ届を提出した後においても同様とする。

（補則）

第 12 条　この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和６年１２月２日から施行する。

附則

この要領は、令和６年１２月１９日から施行する。

附則

この要領は、令和７年　３月１８日から施行する。

様式第１号

千葉開府９００年記念メンバー登録申請書

年　　月　　日

（あて先）千葉開府９００年記念協議会会長

（申　請　者）
所　在　地
名　　称
代表者職氏名

千葉開府９００年記念メンバーシップ登録制度に関する実施要領の規定により、千葉開府９００年記念メンバーとして以下のとおり申請します。

申請内容	☐ 記念事業の実施	記念事業の名称を記載してください
	☐ 商品・サービスの販売	販売される商品・サービスの名称を記載してください
	☐ 記念事業への協賛・寄附	協賛・寄附の内容を記載してください
	☐ 記念事業への広報協力	広報協力の内容を記載してください

※ 申請する項目に☑してください。

＜添付書類＞　　千葉開府９００年記念事業実施計画書（別紙様式）
※上記の申請内容に応じた実施計画書を添付すること。

別紙様式（記念事業の実施）

千葉開府９００年記念事業実施計画書

事業の名称 (イベント名など)	
事業の内容	概要： 対象者： 参加予定人数： 参加にあたっての費用： 申込方法：
主催者名	
主催者ホームページ URL	
実施期間	年　月　日 ～　年　月　日 （情報公開日：　年　月　日）
実施場所	
希望する PR グッズ ＊希望する場合、☑してください	□　千葉開府９００年記念のぼり旗の借用（＿＿枚） □　千葉開府９００年記念のぼり旗（卓上）の借用　（＿＿枚） □　千葉開府９００年記念ポスターの支給　（＿＿枚） □　その他（　　）
連絡先	住　所
	氏　名
	電話・ＦＡＸ
	Ｍａｉｌ
情報発信 ＊いずれかに☑してください	申請（太枠内）の内容について、千葉開府９００年特設サイトへの掲出ならびに千葉開府９００年記念協議会によるＳＮＳでの情報発信を □　希望する（※）　□　希望しない

※事務局で確認後、太枠内の記載内容及びお問い合わせ先を千葉開府９００年特設サイトへ掲出いたします。

別紙様式（商品・サービスの販売）

千葉開府９００年記念事業実施計画書

商品(サービス)名	
商品(サービス)の内容	※商品(サービス)の説明、アピールポイントを記入してください。（120 文字以内）
提供期間	年　月　日 ～　年　月　日 （情報公開日：　年　月　日）
提供場所 （販売者名）	
提供価格	円
希望する PR グッズ ＊希望する場合、☑してください	□　千葉開府９００年記念のぼり旗の借用（＿＿枚） □　千葉開府９００年記念のぼり旗（卓上）の借用　（＿＿枚） □　千葉開府９００年記念ポスターの支給　（＿＿枚） □　その他（　　）
連絡先	住　所
	氏　名
	電話・ＦＡＸ
	Ｍａｉｌ
情報発信 ＊いずれかに☑してください	申請（太枠内）の内容について、千葉開府９００年特設サイトへの掲出ならびに千葉開府９００年記念協議会によるＳＮＳでの情報発信を □　希望する（※）　□　希望しない

※事務局で確認後、太枠内の記載内容及びお問い合わせ先を千葉開府９００年特設サイトへ掲出いたします。

※千葉開府９００年特設サイト等に掲載する商品（サービス）の写真又はイメージ画像データを事務局宛てに提出してください。提出画像は２枚まで、データサイズはそれぞれ１MB 程度のものとしてください。また、商品ではない店舗外観又は内観のみ等の写真は掲載しません。画像内に人物が写っている場合は、ホームページ等への掲載があることへの承諾を得た上で提出してください。

別紙様式（広報協力の実施）

千葉開府９００年記念事業実施計画書

種類	□　店舗等へののぼり・ポスターの掲出 □　広報誌・機関紙への掲載 （広報誌・機関紙の場合は、事務局へ２部御恵与ください） □　ホームページへの掲載 URL： □　SNS での発信 利用サービス： アカウント名： □　その他（　　）
利用期間	
希望する PR グッズ ＊希望する場合、☑してください	□　千葉開府９００年記念のぼり旗の借用（＿＿＿枚） □　千葉開府９００年記念のぼり旗（卓上）の借用　（＿＿＿枚） □　千葉開府９００年記念ポスターの支給　（＿＿＿枚） □　その他（　　）
連絡先	住　所
	氏　名
	電話・ＦＡＸ
	Ｍａｉｌ
情報発信 ＊いずれかに☑してください	申請（太枠内）の内容について、千葉開府９００年特設サイトへの掲出ならびに千葉開府９００年記念協議会によるＳＮＳでの情報発信を □　希望する（※）　　□　希望しない

※事務局で確認後、太枠内の記載内容を千葉開府９００年特設サイトへ掲出いたします。

※千葉開府９００年特設サイトへのリンク用バナーについては、千葉開府９００年特設サイト内に掲載のあるデータをご利用ください。

様式第２号（通知書）

年　　月　　日

団　　体　　名　：
代表者　住所　：
　　職　氏名　：　　様

千葉開府９００年記念協議会
会長

千葉開府９００年記念メンバーシップ登録通知書

　　年　　月　　日付で申請のありました件について、千葉開府９００年記念メンバーシップ登録に関する実施要領に基づいて、登録いたしましたので、下記のとおり通知します。

記

事業の内容	
PR グッズの提供	□　千葉開府９００年記念のぼり旗の貸出 □　千葉開府９００年記念のぼり旗（卓上）の貸出 □　千葉開府９００年記念ポスターの支給 □　その他（　　）

（問合せ先）
千葉開府９００年記念協議会事務局
（千葉市総合政策局総合政策部
　都市アイデンティティ推進課）
【電話】　043-245-5660
【FAX】　043-245-5534
【Mail】　kaifu900th@city.chiba.lg.jp

千葉開府900年記念
メンバー 登録証

900th CHIBA CITY

千の葉に　時を刻んで　900年

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

千葉開府９００年記念メンバーとして登録し、ここに証します。

令和　年　　月　　日

千葉開府９００年記念協議会

会長

様式第３号

千葉開府９００年記念メンバー登録内容変更申請書

年　　月　　日

（あて先）千葉開府９００年記念協議会会長

（申　請　者）
所　在　地
名　　称
代表者職氏名

千葉開府９００年記念事業の千葉開府９００年記念メンバー登録制度に関する実施要領の規定により、以下のとおり申請します。

変更年月日	年　　月　　日

変更内容	☐ 所 在 地	変更後の所在地を記載してください
	☐ 名称（企業・団体名）	変更後の名称を記載してください
	☐ 代 表 者	変更後の代表者を記載してください
	☐ 実施計画	変更後の千葉開府９００年記念事業実施計画書（別紙様式）を添付してください
	☐ 担当者連絡先	変更後の千葉開府９００年記念事業実施計画書（別紙様式）を添付してください

※ 変更する項目に☑してください。

様式第４号

千葉開府９００年記念メンバー登録取下げ届

年　　月　　日

（あて先）千葉開府９００年記念協議会会長

（申　請　者）
所　在　地
名　　称
代表者職氏名

千葉開府９００年記念メンバー登録制度に関する実施要綱の規定により、千葉開府９００年記念メンバー登録の取下げについて届け出ます。